

埼玉県持続可能な地域公共交通ネットワーク構築検討調査業務委託 企画提案募集要項

1 趣旨

コロナ禍・燃料高騰・改善基準告示等を背景に、市町村や交通事業者を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、コロナ後の地域公共交通における環境変化等に関する詳細な調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、有識者の見解も伺いながら①現状・課題、②理念・ビジョン、③取組の方向性、④具体的施策までを報告書に整理し、市町村や交通事業者、県民及び関係者に広く共有、情報面の支援を行うことで、持続可能な地域公共交通の構築を図ることを目的とする。

2 対象業務

- (1) 業務名 埼玉県持続可能な地域公共交通ネットワーク構築検討調査業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和6年11月29日（金）
- (4) 委託限度額 4,998,000円

（※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。）

3 参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者ではないこと。
- (3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

4 スケジュール

質問事項受付開始	令和6年4月26日（金）
質問事項の受付期限	5月7日（火）15時まで
質問事項の回答	5月9日（木）
企画提案参加希望書の提出期限	5月13日（月）13時まで
企画提案書等の提出期限	5月27日（月）15時まで
企画提案審査	5月下旬（予定）
選考結果発表	6月初旬（予定）

5 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問事項の受付及び回答

- ① 質問事項の受付本件に係る質問事項は、質問書（様式1）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより送信するものとする。電話及び直接来所による質問には応じない。

電子メールアドレス：a2220-10@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：埼玉県持続可能な地域公共交通ネットワーク構築検討調査業務委託
企画提案質問書

受付期限：令和6年5月7日（火）15時まで

- ② 質問事項の回答

回答は令和6年5月9日（木）に県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

- ① 提出書類

業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ企画提案参加希望書（様式2）を提出すること。その際、同種業務実績調書（様式3）を添付すること。

- ② 提出期限

令和6年5月13日（月）13時まで

- ③ 提出先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

（電話）048-830-2232

（メールアドレス）a2220-10@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：埼玉県持続可能な地域公共交通ネットワーク構築検討調査業務委託
参加表明

- ④ 提出方法

電子メール（必着）

※ 必ず到達確認の電話をすること。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、以下に基づき行うものとする。

- ① 提出書類

別添「企画提案書等提出書類作成要領」を参照し、次のアからオの書類等を提出すること

ア 企画提案書（様式自由）

イ 業務工程表（様式自由）

ウ 業務実施体制調書（様式4）

エ 会社概要書（様式5及び会社パンフレット等）

オ 参考見積書（内訳表含む）（様式自由）

- ② 提出期限

令和6年5月27日（月）15時まで

- ③ 提出先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

（電話）048-830-2232

（メールアドレス）a2220-10@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：埼玉県持続可能な地域公共交通ネットワーク構築検討調査業務委託
企画提案書

④ 提出方法

電子メール（必着）。

ファイル容量が10MBを超えるものは、埼玉県の業務システムの都合により受信することができないため、送信方法についてはあらかじめ協議すること。

※ 必ず到達確認の電話をすること。

⑤ その他

ア 企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

6 契約先候補の選考方法

（1）決定方法

- ① 県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。
- ② 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- ③ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ④ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- ⑤ 審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

（2）審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

7 契約の相手方の決定方法

（1）上記の審査により、企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、委託候補事業者を選定する。

（2）県は、委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

8 契約保証金について

（1）本県と合意に達した委託候補事業者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結後、契約保証金（契約金の100分の1以上）を納めること。

（2）上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 その他留意事項

（1）提案の失格、無効

次の①から⑨のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ⑤ 提出書類に不足があるもの。
- ⑥ 企画提案参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ⑦ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑧ 見積金額を訂正したもの。
- ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ① 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- ② 提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。
- ③ 採用された企画提案内容に係る著作権等の権利関係について疑義が生じた場合は、県と提案者が別途協議する。

10 問い合わせ先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

(住所) 〒330-8301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-2232

(メールアドレス) a2220-10@pref.saitama.lg.jp